

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

磯谷委員提出資料

平成27年4月20日

18歳に達した未成年者に対する法的支援

弁護士 磯谷文明（東京弁護士会）

1 18歳に達した未成年者と児童福祉法上の措置

（１）課題

児童福祉法は基本的に児童、すなわち18歳に満たない者（4条1項）を対象としているが、児童福祉施設入所等の措置（27条1項3号）については、満20歳に達するまでとることができるほか（31条2項）、親権喪失、親権停止、管理権喪失等の請求、未成年後見人の選任及び解任請求については、児童相談所長は子どもが満20歳になるまで行うことができる（33条の7～9）。

しかしながら、施設入所等の措置の延長については、延長後に児童福祉法28条2項本文の期限が到来した場合、同項但書の更新が可能かどうか必ずしも明らかでない^{*1}。また、延長期間中、児童虐待防止法に定められている面会交流の制限、接近禁止命令などは利用できないのではないかとと思われる。

親権喪失等の請求についても、そのためには情報収集が不可欠であるが、情報収集を支える要保護児童対策地域協議会等の制度は児童を対象としており、利用できないのではないかとと思われる。また、一時保護も利用できないものと思われる。

（２）現行の法制度

児童福祉法28条（略）

- ② 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該

*1 これを肯定する見解もある。岩佐嘉彦『弁護士から見た児童虐待事件（2）～児童虐待の防止等に関する法律の二度にわたる改正を経て～』家庭裁判月報61巻8号1頁所収。

措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

児童虐待防止法 12 条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、または同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部または一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

② （略）

③ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第 28 条の規定によるものに限る。）が採られ、または同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所または居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、または当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所または居所を明らかにしないものとする。

児童福祉法 33 条の 7 児童または児童以外の満 20 歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第 834 条本文、第 834 条の 2 第 1 項、第 835 条または第 836 条の規定による親権喪失、親権停止もしくは管理権喪失の審判の請求またはこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

個人情報保護に関する法律 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場

合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

三 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

児童福祉法 25 条の 2 (略)

- ② 協議会は、要保護児童^{*2} もしくは要支援児童^{*3} 及びその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

児童虐待防止法 13 条の 3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長または児童相談所長から児童虐待に係る児童またはその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料または情報の提供を求められたときは、当該資料または情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長または児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務または業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料または情報を提供することによって、当該資料または情報に係る児童、その保護者その他の関係者または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

児童福祉法 33 条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、… (略)
…、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護

*2 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法 6 条の 3 第 8 項）。

*3 乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のうち、要保護児童に該当する者を除いた者（児童福祉法 6 条の 3 第 4 項）。

を加えさせることができる。

(3) 対 策

ア 児童福祉法 31 条 2 項の延長の措置についても、先行する児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置が 28 条 1 項または 2 項但書の家庭裁判所の承認によりとられているときは、親権者等の意に反する場合であっても、家庭裁判所の承認を得て当該措置をとることができるよう明記することが考えられる。

また、児童福祉法 31 条 4 項の「この法律」を「この法律及び児童虐待の防止等に関する法律」に改めるなどして、延長の場合も面会交流の制限等をできるようにすることが考えられる。

イ 18 歳に達した子どもにかかる親権喪失、親権停止、管理権喪失等の請求、未成年後見人の選任及び解任請求についても、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止法 13 条の 3 などを利用できるようにする必要がある。今後、児童相談所の一般的な調査権限と回答義務に関する規定を設ける場合、18 歳に達した未成年者についても対象とする必要がある（後者が実現されれば、18 歳に達した未成年者について要保護児童対策地域協議会等の利用を認めるべき必要性は小さくなるものと思われる）。

2 接近禁止命令の拡張

(1) 課 題

児童虐待防止法 12 条の 4 の定める接近禁止命令は、児童福祉法 28 条の承認により 27 条 1 項 3 号の措置がとられている場合に限られている。

(2) 対 策

施設を退所した児童につきまったり、金を無心する親がいることに鑑みると、接近禁止命令は、むしろ施設退所後にこそ必要性が高まると考えられる。そうすると、児童虐待防止法の接近禁止命令とは別に、子ども自身が裁判所に接近禁止命令を申し立てる制度を創設し（未成年者の間は、未成年後見人も申立可能とすべきである）、子どもが児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置をとられていた事例については、児童相談所が支援するものとする考えられる。